平成２５年（フ）第９５８５号
東京都小平市上水南町２丁目15―34―302
債務者　清水　和子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４５６号
横浜市南区永田みなみ台１番１―220号
債務者　榊　　幸雄
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６９号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ８号棟502号室
債務者　安里真利子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９０号
東京都町田市忠生４丁目21番地14ドムス303
債務者　工藤　秀和
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６３号
静岡県浜松市中区富塚町1222番地の145　あけぼのマンション１号
債務者　小島　榮一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３６６号
静岡県浜松市南区飯田町942番地の１　グリーンハイツ202
債務者　下玉利　充
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９５７６号
東京都板橋区南町56―１―413
債務者　石川　知也
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５７７号
東京都練馬区石神井台２丁目12―４　桑原方
債務者　小原　綾子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目155番地３　オリエント伊勢佐木町608号室
債務者　岩崎貞淑こと　李　　貞淑
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７７号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート20棟401号
債務者　玉木　　豊
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
長野県小諸市御幸町１丁目９番25号
債務者　木内　隆雄
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３９６号
岡山県瀬戸内市邑久町山田庄373番地あさひコーポＢ201
債務者　塚本　将人
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１１号
岡山市北区原1069番地１
債務者　谷原　令子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３４号
岡山市東区東平島1450番地９
債務者　村野美保子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４２号
岡山市北区旭本町４番27号
債務者　田中あゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
熊本県天草市小松原町１番８号コートハウス１―Ｆ
債務者　濱　　常圀
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
熊本地方裁判所天草支部